

「青森保健医療福祉研究」における
「実践活動報告」「教育改善評価」についての倫理的配慮ガイドライン

2020.12.23

「青森保健医療福祉研究」編集委員会

「青森保健医療福祉研究」は、「健康科学とその実践活動に関する科学的根拠の蓄積と発信、及びそのための調査研究の推進に資する論文等の情報を関連の研究者・実践者に提供すること」を目的としている。その論文区分の中でも、「実践活動報告」は保健医療福祉等に関わる実践活動の取組の報告として、「教育改善評価」は教育活動での改善事例や効果の報告として、それぞれの現場実践から得られた経験知を幅広く共有し、より良い実践につなげることを目指している。

これらは研究を当初目的として計画・実施された活動ではなく、その報告については、所属機関内外での実践内容の共有を図るためのものである。従って、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」における第2(1)「人を対象とする医学系研究」に該当しない場合もある。

そこで、「青森保健医療福祉研究」における「実践活動報告」「教育改善評価」について、研究倫理委員会の承認は必ずしも求めないが、実践活動の参加者(教育対象となる学生を含む)のリスクを最小とすること、参加者の意思を最大限尊重すること、個人情報保護すること等、倫理的配慮が十分になされた実践内容とその報告であることを求める。

他方、実践活動や教育の実施主体は、個人情報保護法における個人情報取扱事業者となるため、論文著者の所属機関及び実践活動の実施主体である事業者は、個人情報保護法の遵守が必要となる。

以上を踏まえて、「実践活動報告」「教育改善評価」の作成にあたって、それぞれ対象となる論文の定義並びに必要な倫理的配慮事項及び満たすべき諸条件を以下に整理する。

記

1. 実践活動報告

1) 「青森保健医療福祉研究」における「実践活動報告」とは

「実践活動報告」は、保健医療福祉等に関わる実践活動の取組の報告であり、ヒューマンケアを担う行政や医療・福祉施設が実施するヒューマンケア等の実践が対象となる。

実践活動においては、本来のヒューマンケア実践の中で実施されるものと、新しいケアや支援の方法の開発と評価を目的とした実証実験等、「研究」として行われるものがあると考えられる。後者については、「医学系研究」ではない場合も含めて、人を対象とした研究として研究倫理委員会等の承認を経て行うことが原則となる。一方、前者については、下記の諸条件を満たすものは、「青森保健医療福祉研究」の掲載に当たって、必ずしも研究倫理委員会等での承認を必須とはしないこととする。

2) 必要な倫理的配慮事項及び満たすべき諸条件

- (1) 実践活動は対象者の利益のために行われるものであり、その目的・内容が対象者に事前に開示されているものであること
- (2) (1)が実施主体により公的に認められているものであること
- (3) ヘルシンキ宣言の一般原則に十分に配慮していること
- (4) 対象者の個人情報の取得の際に、偽りその他不正の手段を用いていないこと
- (5) 実践活動の評価や改善のために行う調査については、個人と連結可能な情報を取り扱う場合には、本人に不利益が生じないように配慮すること
- (6) 実践活動の一環として記録された各種資料等を分析・検討に用いる場合には、個人が特定されないようにすること
- (7) 研究目的の調査・検査、録音・撮影を行っていないこと
- (8) 本報告から個人が同定される可能性がきわめて低いこと
- (9) 個人を特定することが可能な、氏名、番号、イニシャル、呼び名を記載していないこと
- (10) 対象者に対しては、実践活動報告として学術誌等に掲載し専門職間で共有する予定であることを伝えること
- (11) 参加型のアクションリサーチの場合には、研究的な視点を含む実践活動であり、その報告を行うことに関して、実践参加者から同意を得ていること
- (12) 投稿にあたって実践活動の実施主体等から許可を得ていること（実践活動を行った団体名等は匿名を原則とする。ただし、管理者等の同意があれば明記することも可能である。）

3) 「青森保健医療福祉研究」への投稿

上記の諸条件に合致しない場合は、研究倫理委員会等の承認を得ること。一方、研究倫理委員会等の審査・承認がなく投稿された場合、編集委員会では上記の諸条件を確認し、それが満たされない場合には投稿を受け付けないこととする。

2. 教育改善評価

1) 「青森保健医療福祉研究」における「教育改善評価」とは

「教育改善評価」は、教育活動での改善事例や効果の報告であり、大学等の教育機関、その他の機関が行う学生への教育や実践者等への教育・研修が対象となる。教育活動においては、本来の教育実践の中で実施されるものと、新しい教育方法の開発と評価を目的とした実証実験等、「研究」として行われるものがあると考えられる。後者については、「医学系研究」ではないものの、人を対象とした研究として研究倫理委員会等の承認を経て行うことが原則となる。一方、前者については、下記の諸条件を満たすものは、「青森保健医療福祉研究」の掲載に当たって、必ずしも研究倫理委員会等での承認を必須とはしないこととする。

2) 必要な倫理的配慮事項及び満たすべき諸条件

- (1) 教育プログラムは受講者（対象者）の利益のために行われるものであり、その目的・内容が受講生に事前に開示（大学教育においては「シラバス」）されているものであること
- (2) (1)が実施主体（例：大学）により公的に認められているものであること
- (3) ヘルシンキ宣言の一般原則に十分に配慮していること
- (4) 対象者の個人情報の取得の際に、偽りその他不正の手段を用いていないこと
- (5) 教育内容や方法の改善のために行う調査（授業・研修後のアンケート等）については、個人と連結可能な情報を取り扱う場合には、成績評価等において本人に不利益が生じないよう配慮すること
- (6) 教育・研修の一環として記録された各種資料（グループワーク記録、個人の実習記録）等を分析・検討に用いる場合には、個人が特定されないようにするとともに、成績評価等において本人に不利益が生じないよう配慮すること
- (7) 研究目的の調査・検査、録音・撮影を行っていないこと
- (8) 本報告から個人が同定される可能性がきわめて低いこと
- (9) 個人を特定することが可能な、氏名、番号、イニシャル、呼び名を記載していないこと
- (10) 対象者に対してはあらかじめ、教育改善のために学術誌等に報告し専門職間で共有して行く予定であることを伝えておくこと
- (11) 投稿にあたって所属施設等（学科長、施設長等）から許可を得ていること

3) 「青森保健医療福祉研究」への投稿

上記の諸条件に合致しない場合は、研究倫理委員会等の承認を得ること。一方、研究倫理委員会等の審査・承認がなく投稿された場合、編集委員会では上記の諸条件を確認し、それが満たされない場合には投稿を受け付けないこととする。